平成２９年（フ）第２１号
千葉県印西市大森3690番地６
破産者　川島　範夫
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３７号
千葉県成田市川栗806番地１
破産者　泉　　春三
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第５５号
千葉県富里市根木名221番190
破産者　有限会社ティー・オー・エム
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３４１号
相模原市中央区上溝1670番地
破産者　ユウアイグリーンメンテナンス有限会社
１　決定年月日　平成29年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１号
栃木県那須郡那須町大字高久乙3509番地２
破産者　平山　　渉
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１号
千葉県鴨川市宮山1506番地
破産者　今井　　豊
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第９２５号
愛知県知多郡南知多町大字片名字稗田33番地
破産者　有限会社アイ・ブリック
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８６号
愛知県春日井市六軒屋町４丁目１番地
破産者　有限会社ＬＡＢＯ’Ｓ
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１７号
名古屋市名東区高針台２丁目304番地
破産者　株式会社優和サポート
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６８８号
大阪市旭区中宮４丁目15番８号
破産者　有限会社キムラ工務店
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７０３号
大阪市西区西本町１丁目５番17号
破産者　株式会社総合企画設計
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９７号
大阪府富田林市北大伴町１丁目３番14号
破産者　株式会社寺本工務店
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３９号
北九州市若松区古前１丁目14番５号
破産者　株式会社テクター
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市加治屋町19番７―905号
破産者　合同会社縁楽
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３０２号
東京都国分寺市西恋ヶ窪３丁目29番地２プラムハイツＣ201
破産者　鈴木　麻美（旧姓古宮）
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３４号
東京都東久留米市中央町１丁目４番19号レオパレスヘブンズロック106
破産者　杉森　　太
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０号
東京都府中市西府町２丁目24番地の１エバーグレース西府612
破産者　木村　貢太
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１６号
金沢市駅西本町５丁目11番27号
破産者　有限会社活魚カワモト
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
三重県桑名市大字小泉79番地
破産者　蒔田　和代
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
三重県三重郡川越町大字豊田24番地１　ライトハウス　202、前住所三重県員弁郡東員町大字大木1686番地　アルモニーＡ205（住民票上の前住所）三重県桑名市大字赤須賀2013番地
破産者　Ｊカンパニーこと　石垣　充幸
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
大津市松山町11番18号
破産者　株式会社まつ建設
１　決定年月日　平成29年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部